認可外保育施設の立入調査について(運営管理)



東京都 福祉局 指導監査部 指導第二課 保育施設検査担当



常時複数の保育従事職員が配置されているか①

≪保育に従事する者の数≫

(1日に保育する乳幼児の数が6人以上の施設)

職員配置基準

0歳児 3人につき1人以上

1、2歳児 6人につき1人以上

3歳児 20人につき1人以上

4歳児以上 30人につき1人以上

※必要数の算出は年齢別に小数点1桁(小数点2桁以下切り捨て)目までを算出し、 その合計の端数(小数点1桁)を四捨五入する。計算結果が1の場合であっても 複数配置が必要。

[※] 施設の開所から又は閉所まで30分以内の時間帯において乳幼児数が1人の場合は、保育従事者が1人であっても指摘はしない。



常時複数の保育従事職員が配置されているか②

≪保育に従事する者の数≫

(1日に保育する乳幼児の数が常時5人以下の施設)

職員配置基準

原則として、

施設内の開所時間について<u>常時2人以上</u>

ただし、保育士、看護師(保健師・助産師を含む。)

又は家庭的保育研修修了者である場合は、

乳幼児の数が3人以下までは1人の配置可





(乳幼児6人以上の施設)

保育従事者の必要数の1/3以上は有資格者か

≪有資格者の考え方≫

有資格者は、**保育士**又は**看護師(助産師・保健師**を含む。)の資格を有する者をいう。

- ◆有資格者の数が保育従事者の必要数の3分の1以上いるか。
 - a 月極契約入所児童数に対する数
 - b 月極契約入所児童数に時間預かりの数を加えた入所児童数に対する数
 - ※ 有資格者の算出に当たっては、小数点1桁を四捨五入

都における有資格者の取扱において、 准看護師は、有資格者としてみなしていない。





消防計画が適正に作成され届出が行われているか

非常災害に対する措置として、具体的な計画=消防計画の作成が必要【全施設】

※ 消防法上、収容人員(防火対象物に出入し、勤務し、又は居住する者の数をいう。建物全体で判断する。)が30人以上の施設については、作成及び届出の義務がある。

※ 届出した消防計画の内容に変更の必要がある場合は、変更届 の提出を行うものとする。





労働基準法で義務付けられている帳簿等が備えられているか

- ◆労働基準法その他の法令に基づき、各事業場ごとに 備え付けが義務づけられている帳簿等があるか。
 - □労働者名簿(労働基準法第107条)
 - □賃金台帳(労働基準法第108条)
 - □雇入、解雇、災害補償、賃金その他労働関係に関 する重要な書類の保存義務(労働基準法第109条)

その他、都の指導監督要綱により、職員に関する書類の整備が必要なもの

職員の氏名、連絡先、職員の資格を証明する書類(写)、履歴、採用年月日等が確認できる書類、各職員の勤務の時間毎の割り振り(シフト、ローテーション)が確認できる書類及び勤務実績が確認できる書類(出勤簿等)





施設及びサービスに関する内容が掲示されているか①





施設及びサービスに関する内容が掲示されているか②

□ 職員に対する研修の受講状況
※1日に保育する乳幼児の数が5人以下の施設の場合は、「設置者及び職員に対する
研修の受講状況」
□ 保育する乳幼児に関して契約している保険の種類、 保険事故及び保険金額
□ 提携している医療機関の名称、所在地及び提携内容
□緊急時等における対応方法 □ 非常災害対策
□ 虐待の防止のための措置に関する事項
□ 設置者が過去に事業停止命令又は施設閉鎖命令を受けたか否 かの別(受けたことがある場合には、その命令の内容を含む。)





職員の健康診断の実施状況

≪健康診断≫

◆ 職員の**健康診断**を**採用時及び1年に1回**実施 しているか。

≪検便≫

◆ 調理、調乳に携わる職員には、月1回検便を 実施しているか。

施設の管理者は、<u>予め</u>職員の検便の<u>結果を確認</u>したうえで、調理・調 乳業務に従事させることが重要





令和5年度の主な基準等改正事項

(1)児童の安全確保のための計画策定等の義務化

(2)自動車を運行する場合の利用乳幼児の所在確認と 安全装置の装備の義務付け



(1)

児童の安全確保のための計画策定等の義務化

〇令和5年4月1日より

保育所を利用する児童の安全を確認するための取組を計画 的に実施するための計画の策定義務化

(基準7(8))

⇒「保育安全計画例」、「保育所等が行う児童の安全確保に 関する取組と実施時期例」などを参考に必要事項等につ いて年間スケジュールを定め、定期的に見直しを行う。

<例>

- ・施設の設備等の安全点検
- ・園外活動等を含む活動、取組等における職員や保護者への安全指導
- •職員への各種訓練や研修等の児童の安全確保に関する取組





安全計画

保育所安全計画例 (別添資料4)

◎安全点検

(1) 施設・設備・園外環境(散歩コースや緊急避難先等)の安全点検

, ,,_,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,	10 1007 1-24-24 (124-2					
月	4月	5月	6月	7月	8月	9月
重点点検箇所						
月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
重点点検箇所						

(2) マニュアルの策定・共有

分野	策定時期	見直し (再点検) 予定時期	掲示・管理場所
重大事故防止マニュアル	年 月 日	年 月 日	
□ 午睡	年 月 日	年 月 日	
□ 食事	年 月 日	年 月 日	
□ ブール・水遊び	年 月 日	年 月 日	
□ 園外活動	年 月 日	年 月 日	
□ バス送迎(※実施している場合のみ)	年 月 日	年 月 日	
□ 降雪 (※必要に応じ策定)	年 月 日	年 月 日	
災害時マニュアル	年 月 日	年 月 日	
119 番対応時マニュアル	年 月 日	年 月 日	
救急対応時マニュアル	年 月 日	年 月 日	
不審者対応時マニュアル	年 月 日	年 月 日	

A9 / S . I





安全計画

◎児童・保護者に対する安全指導等

(1) 児童への安全指導(保育所の生活における安全、災害や事故発生時の対応、交通安全等)

	4~6月	7~9月	10~12月	1~3月
乳児・1歳以 上3歳未満児				
3歳以上児				

(2) 保護者への説明・共有

4~6 月	7~9 月	10~12 月	1~3月





安全計画

◎訓練・研修

(1)訓練のテーマ・取組

1 / m/mx v /	-1/4/11					
月	4月	5月	6月	7月	8月	9月
避難						
訓練等						
※ 1						
その他						
₩ 2						
月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
避難						
訓練等						
※ 1						
その他						
₩ 2						

- ※1 「避難訓練等」・・・設備運営基準第6条第2項の規定に基づき毎月1回以上実施する避難及び消火に対する訓練
- ※2 「その他」・・・「避難訓練等」以外の 119 番通報、救急対応(心肺蘇生法、気道内異物除去、AED・エピペン®の使用等)、不審者対応、送迎バスにおける 見落とし防止等
- (2) 訓練の参加予定者(全員参加を除く。)

訓練内容	参加予定者





1~3月

安全計画

10~12月

7~9月

(3) 職員への研修・講習 (園内実施・外部実施を明記)

4~6月

, ,							
Count May a select to the control of							
行政等が実施する訓練・講習	スケジュール ※所属する	自治体・関係団体等と	が実施する各種訓練・講習	スケジュールについて	参加目途にかかれ	わらずメモする	
特別を含めば、「アヤリ・ハッ」	ト車例の収集・分析及び対	奢ァネの共有の方法	- 注 笔)				
- 	ト事例の収集・分析及び対象	策 とその共有の方法	去等)				
- 防止策の徹底(ヒヤリ・ハッ	ト事例の収集・分析及び対象	策 とその共有の方法	去等)				
防止策の徹底(ヒヤリ・ハッ	ト事例の収集・分析及び対象	策 とその共有の方法	去等)				
防止策の徹底(ヒヤリ・ハッ	ト事例の収集・分析及び対象	策 とその共有の方法	去等)				
*防止策の徹底(ヒヤリ・ハッ	ト事例の収集・分析及び対象	策 とその共有の方法	去等)				
修防止策の徹底(ヒヤリ・ハッ	ト事例の収集・分析及び対象	策 とその共有の方法	去等)				
*防止策の徹底(ヒヤリ・ハッ	ト事例の収集・分析及び対象	策 とその共有の方法	去等)				
*防止策の徹底(ヒヤリ・ハッ	ト事例の収集・分析及び対象	策 とその共有の方法	去等)				
防止策の徹底(ヒヤリ・ハッ	ト事例の収集・分析及び対象	策 とその共有の方法	去等)				
				用した安全管理等)			
				用した安全管理等)			
修防止策の徹底(ヒヤリ・ハッ)他の安全確保に向けた取組(用した安全管理等)			



(2)

自動車を運行する場合の利用乳幼児の所在確認と 安全装置の装備の義務付け

- 〇令和5年4月1日(②は一部経過措置あり)
 - ①乗降車の際に点呼等の方法により利用乳幼児の所在を確認することを義務付け
 - ②送迎用の自動車への安全装置※の装備及び当該装置を用いて、降車時の①の所在確認 ※国土交通省ガイドラインに適合

安全装置を用いて降車の際の所在の確認を行う

可能な限り安全装置を導入

経過措置期間中に 安全装置を導入

代替措置可

(例) 運転席に確認を促すチェックシートを備え付けるとともに、 車体後方に児童の所在確認を行ったことを記録する書面を備えるなど (※)国土交通省が策定したガイドラインに適合する安全装置のリストはこども家庭庁のHPで公表されています。

令和5年4月1日

令和5年6月30日

令和6年3月31日





※送迎バス(乗車定員が11人以上)等を運行している場合 **道路交通法施行規則の一部改正** (安全運転管理者の業務の拡充)

【令和4年4月1日施行】

- ・運転前後の運転者の状態を目視等で確認することにより、 運転者の酒気帯びの有無を確認すること。
- ・酒気帯びの有無について記録し、記録を1年間保存すること。

【令和5年12月1日から義務化予定】

- ・運転者の酒気帯びの有無の確認を、アルコール検知器を用いて行うこと。
- アルコール検知器を常時有効に保持すること。



(最後に)

認可外保育施設の指導監督は・・・

☆子どものため・・・・安全の確保・

保育の質の向上

☆保護者のため ・・・ 安心のため

☆園及び職員のため・・・ リスクマネジメント

今後とも御協力をお願い申し上げます